

## 西九州大学科学研究費補助金事務取扱要項

(平成19年11月1日制定)

(趣旨)

1 西九州大学(以下「本学」という。)における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金(以下「科研費」という。)の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領(平成15年10月7日規程第17号)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局等 各学部、学環、研究科及び事務局をいう。
- (2) 部局長等 前項に定める部局等の長をいう。
- (3) 研究者 科研費の研究代表者及び研究分担者をいう。
- (4) 直接経費 科研費の事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (5) 間接経費 科研費の補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。

(科研費に係る諸手続き)

3 本学は、科研費に係る諸手続きとして次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 応募、交付申請に係る手続に関すること。
- (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続に関すること。
- (3) 実績報告に係る手続に関すること。
- (4) 研究成果報告に係る手続に関すること。
- (5) 間接経費に係る事務手続に関すること。

(科研費の通知)

4 学長は、研究者から受領の委任を受けた研究費について、これを受領したときは、研究者の所属部局長等に通知するものとする。

(直接経費の管理)

5 直接経費の管理は、総務課長がこれを行う。

6 総務課長は、直接経費を学長の名義で直ちに預金しなければならない。

7 直接経費の預金より生じた利息については、当該研究を遂行するために必要な経費に充当するものとする。

(間接経費の譲渡)

8 研究者は、間接経費の交付を受けたときは、学長に譲渡しなければならない。

(間接経費の管理)

9 学長は、研究者から間接経費の譲渡を受けたときは、直ちに本学の収入として受け入れるものとする。

(間接経費の送金)

10 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の30%に相当する額の間接経費を当該他の研究機関に送金するものとする。

(経理事務の取扱い)

11 直接経費に係る経理事務は、本学の会計諸規程に準じて取り扱うものとする。

(契約名義者)

12 直接経費に係る契約の名義者は、学長とする。

(交付前の研究実施)

1 3 研究者は、科研費の交付前に当該研究のための必要経費を使用する場合には、科学研究費補助金交付前使用計画書(別紙様式 第1)を研究者の属する部局長等に提出し、学長の承認を受けなければならない。

(寄附の受入)

1 4 研究者は、直接経費により購入した備品又は図書(以下「設備等」という。)について、本学に寄附するものとする。

1 5 学長は、研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、前項の規定により寄附を受けた設備等を当該研究者に返還するものとする。

1 6 他省庁からの科学研究費補助金は、当該補助金に係る法令等に定めるもののほか、この要項を準用するものとする。

附 則

この要項は平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日一部改正)

この要項は平成21年9月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(令和6年2月29日)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式 1)

年 月 日

学 長 様

研究代表者

印

科学研究費補助金の事前使用について

年度科学研究費補助金（ 研究( ) ）として交付内定の通知を受けた下記の研究課題の研究遂行のため緊急に必要な研究費について、別紙のとおり実施したいので了承願います。

記

1. 研究課題番号
2. 研究課題
3. 緊急に必要とする理由

